

令和6年度版 建築基準適合判定資格者の手引き 正誤表

令和6年6月28日現在

ページ	該当箇所		訂正内容
127	令和5年 考查B 建築計画2(解答例) 6 用途地域内の用途 制限 (に)	誤	法第58条第5項
		正	法第 <u>48</u> 条第5項
130	令和5年 考查B 建築計画2(解答例) 10 道路高さ制限 (は)	誤	(3) 東側B道路(北側A道路の境界線から、北側A道路の幅員の2倍を超え、東側B道路の中心線から10m以内の区域、幅員6m) 2階屋上パラペット立上り部分 ・ $4.7\text{m}+10\text{m}+4.7\text{m}=19.4\text{m}\leq 20\text{m}$ 適用範囲内
		正	(3) 東側B道路(北側A道路の境界線から、北側A道路の幅員の2倍を超え、東側B道路の中心線から10m以内の区域、幅員6m) 2階屋上パラペット立上り部分 ・ $4.7\text{m}+\underline{6\text{m}}+4.7\text{m}=\underline{15.4\text{m}}\leq 20\text{m}$ 適用範囲内
231	令和2年 考查B 建築計画1(解答例) 1 建蔽率	誤	・東側道路境界線は、道路の中心線から2m(敷地境界線から0.5m 後退した位置)とみなす。
		正	・東側道路境界線は、道路の中心線から2m(敷地境界線から <u>0.2m</u> 後退した位置)とみなす。